

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A県B市所在のC保育園（以下「保育園」という。）に雇用され、保育士としての業務に従事していた。請求人によると、平成〇年〇月〇日午後5時頃、保育業務を行っていた際に両膝を痛めたとして、同年〇月〇日にD病院に受診し、「両変形性膝関節症」（以下「本件傷病」という。）と診断された。

請求人は、当初、健康保険で治療を受けていたが、保育士の業務が過重であったために両膝に負担がかかり、本件傷病を発症したとして、平成〇年〇月〇日以降の治療費について、監督署長に対し、療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、本件傷病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらにこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、本件傷病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、平成〇年〇月〇日から本件傷病により、加療を受けていることについて、同傷病は保育園での業務に起因するものであると主張している。

(2) 請求人の既往歴についてみると、平成〇年〇月〇日からEクリニックにおいて本件傷病名により加療を開始し、保育園での勤務を開始した月や、直前月も同治療を継続していたことが認められる。

(3) また、請求人は、保育園における園児の介助や、ピアノのペダル踏み等の業務が本件傷病を悪化させたと主張するが、これらの業務が、医学的にみて、本件傷病を発症させるほどの、両膝関節に過重な負荷がかかる重筋労働であると認め難い。

(4) したがって、請求人の本件傷病は業務外の事由により既に発症していたといふべきであり、保育園への勤務開始後の業務により悪化したとも認め難く、さらに、保育園での勤務開始後の時間的経過からしても、本件傷病と業務との相当因果関係を認めることはできない。

3 以上のとおりであるので、本件傷病は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。